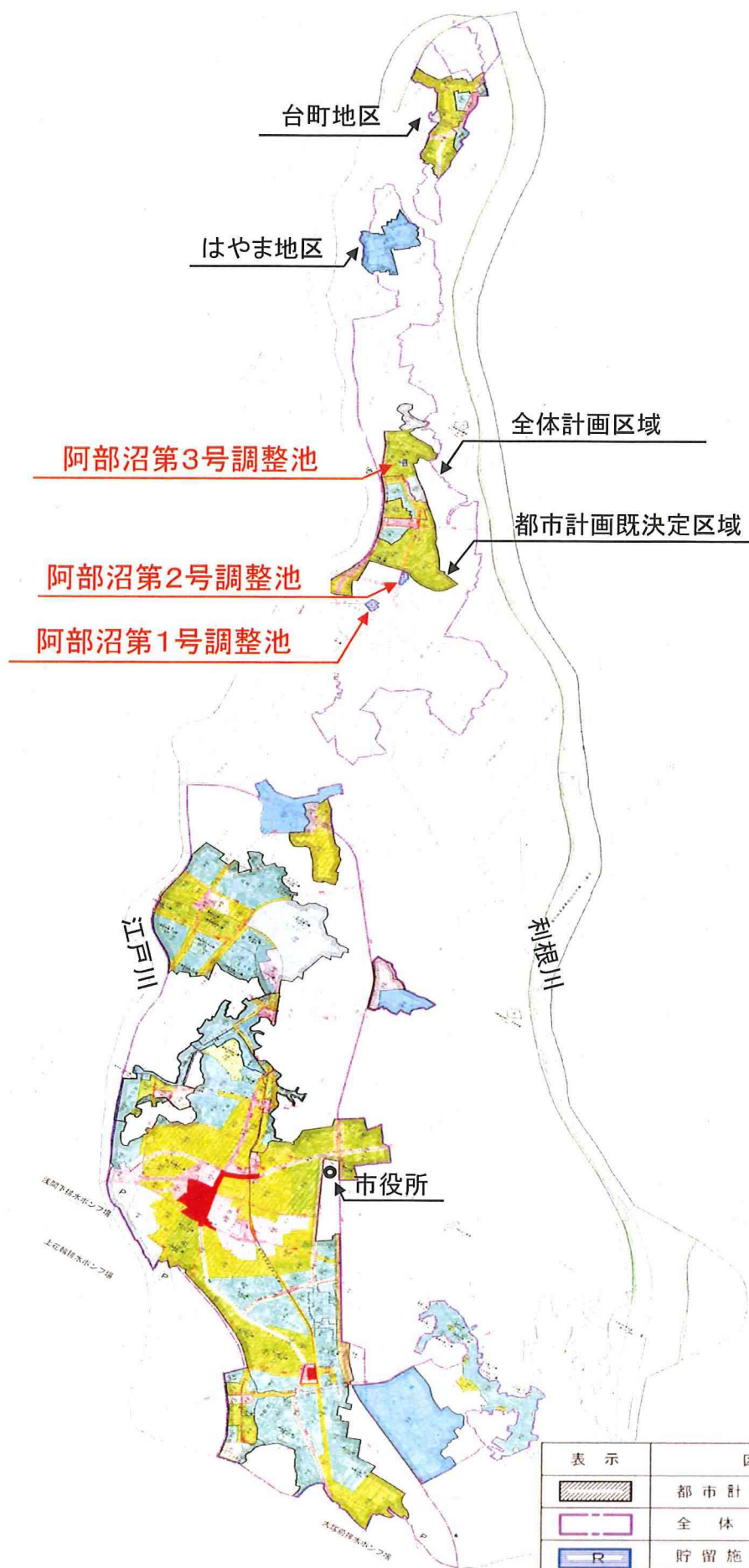


報告第5号

野田都市計画下水道（野田市第1号公共下水道）の変更について（報告）

野田都市計画下水道総括図(野田市決定)雨水(案)



野田都市計画下水道総括図(野田市決定)雨水

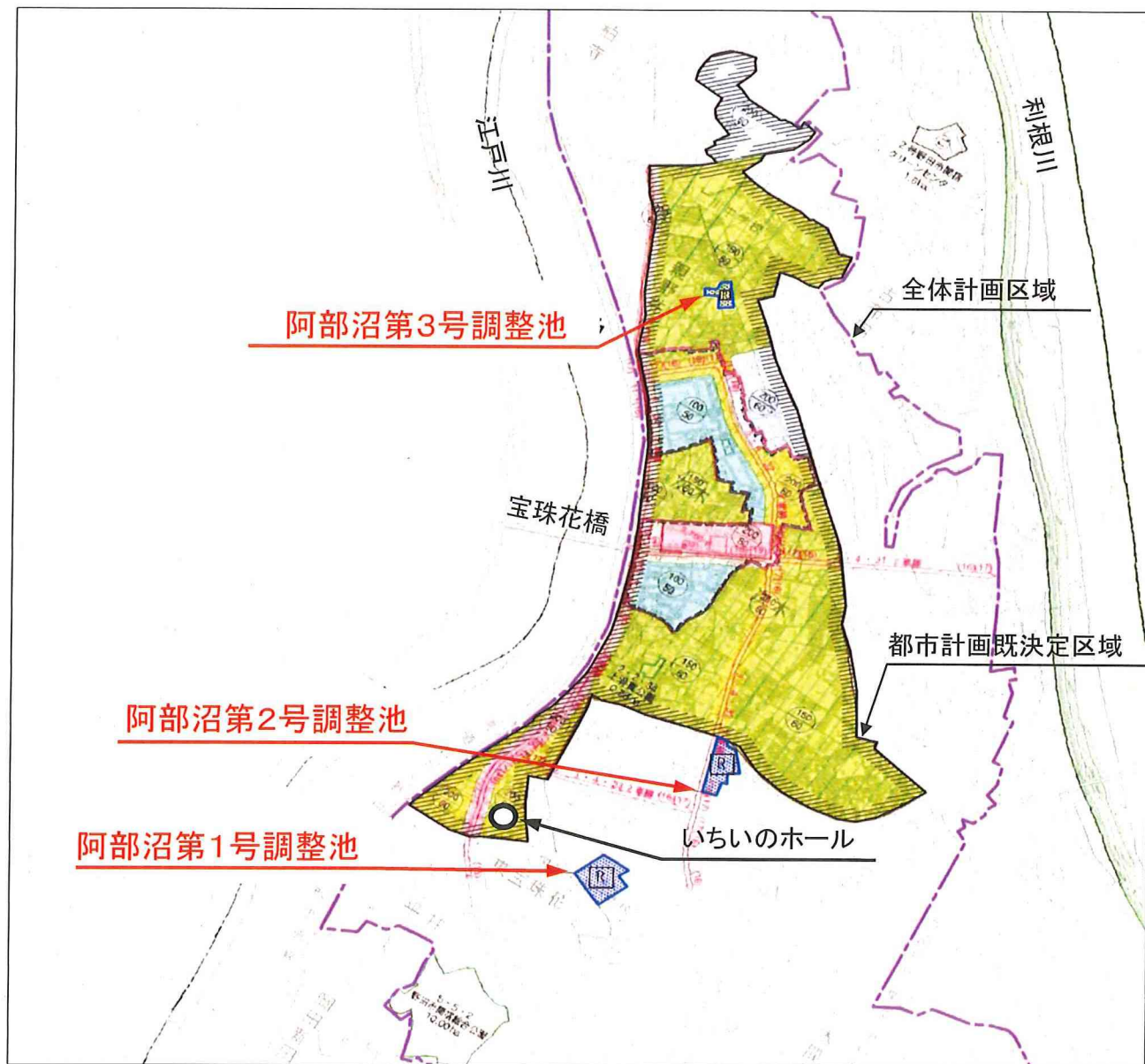
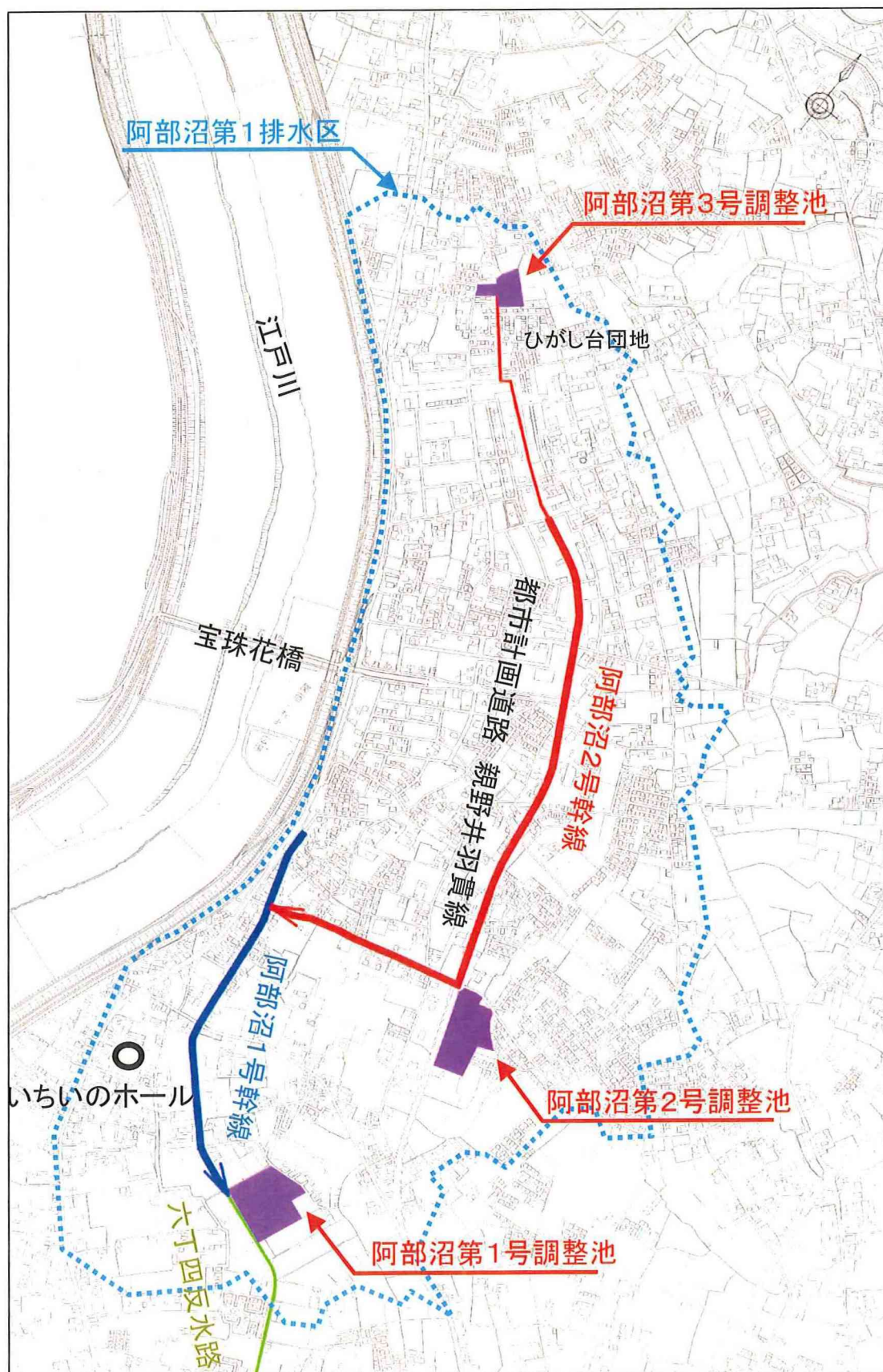


表 示	区 分
	都市計画既決定区域
	全体計画区域
	貯留施設(変更)

野田都市計画下水道変更概要説明図



野田都市計画下水道の変更（野田市決定）（案）

都市計画野田市公共下水道「4. その他の施設」に阿部沼第1号調整池、阿部沼第2号調整池、阿部沼第3号調整池を次のように追加する。

1. 下水道の名称 野田市第1号公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）汚水面積 約 2,456ha （変更なし）

 雨水面積 約 2,263ha （変更なし）

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
野田中央幹線	野田市中野台字行人谷津	野田市中野台字辻前	変更なし

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
平井中継ポンプ場	野田市平井字根松	変更なし（敷地面積 1,500 m ² ）
桐ヶ作中継ポンプ場	野田市桐ヶ作字下原	変更なし（敷地面積 1,400 m ² ）
川間南汚水中継ポンプ場	野田市岩名二丁目	変更なし（敷地面積 324 m ² ）
大塚前排水ポンプ場	野田市下三ヶ尾字境田	変更なし（敷地面積 4,250 m ² ）
上花輪排水ポンプ場	野田市今上字鹿島下	変更なし（敷地面積 4,250 m ² ）
浅間下排水ポンプ場	野田市中野台字浅間下	変更なし（敷地面積 1,584 m ² ）
阿部沼第1号調整池	野田市木間ヶ瀬字下羽貫	追 加（敷地面積 16,900 m ² ）
阿部沼第2号調整池	野田市木間ヶ瀬字下羽貫	追 加（敷地面積 15,600 m ² ）
阿部沼第3号調整池	野田市親野井字東久保	追 加（敷地面積 5,500 m ² ）

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

閑宿地域の阿部沼第1排水区内宝珠花地区の雨水対策に対し、阿部沼第1号調整池、阿部沼第2号調整池、阿部沼第3号調整池の都市計画決定の追加を行い、地域の浸水のない生活環境の向上及び保健衛生の向上を図り、より健全な都市の発展に資するものである。

計 画 図

阿部沼第1号調整池 面積:16,900m² 貯留量≒19,700m³



略号：R = 貯留施設

計 画 図

阿部沼第2号調整池

面積: 15,600m²

貯留量 ≒ 30,200m³



略号 : R = 貯留施設

計 画 図

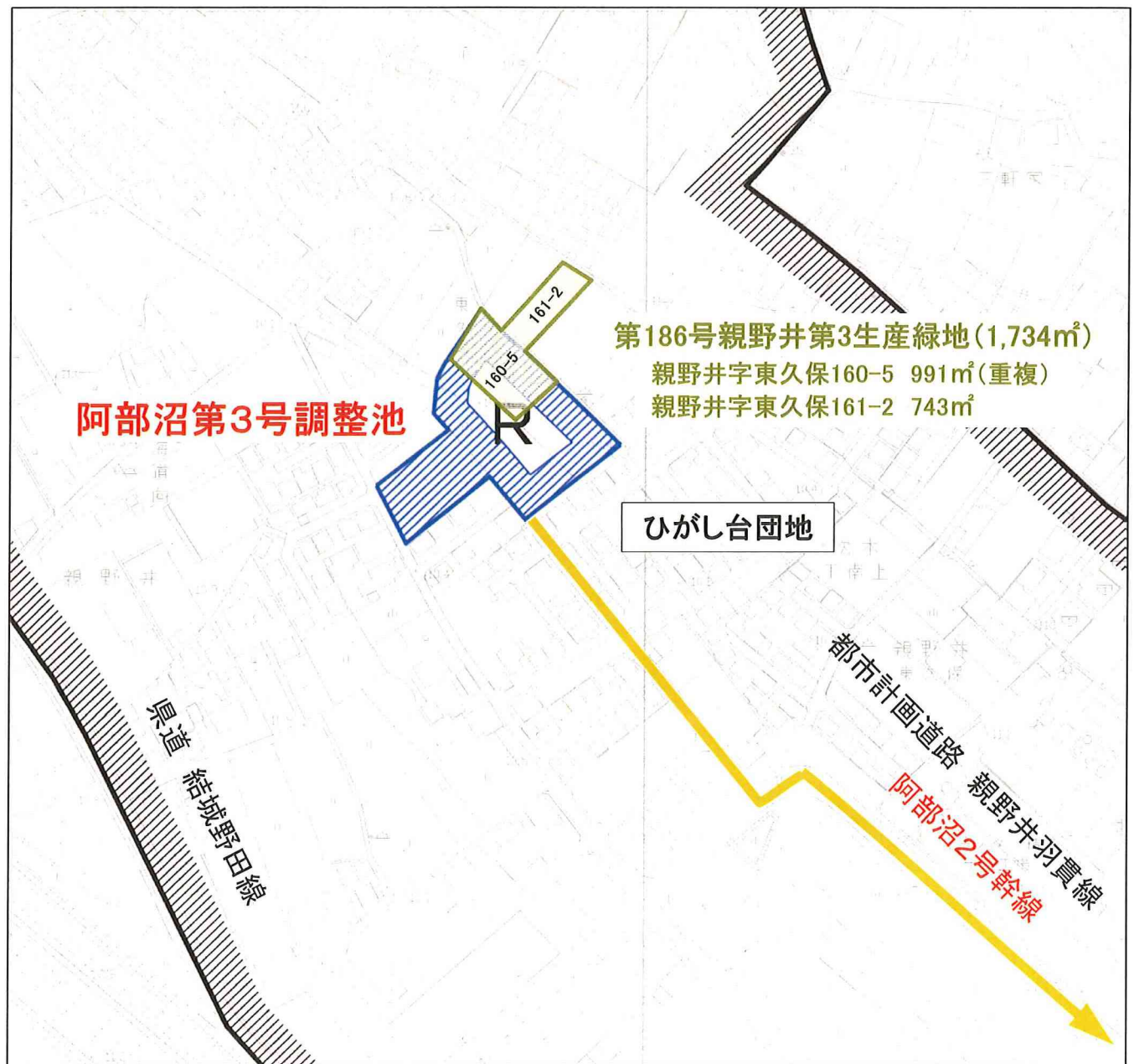
阿部沼第3号調整池 面積:5,500m² 貯留量≒3,900m³



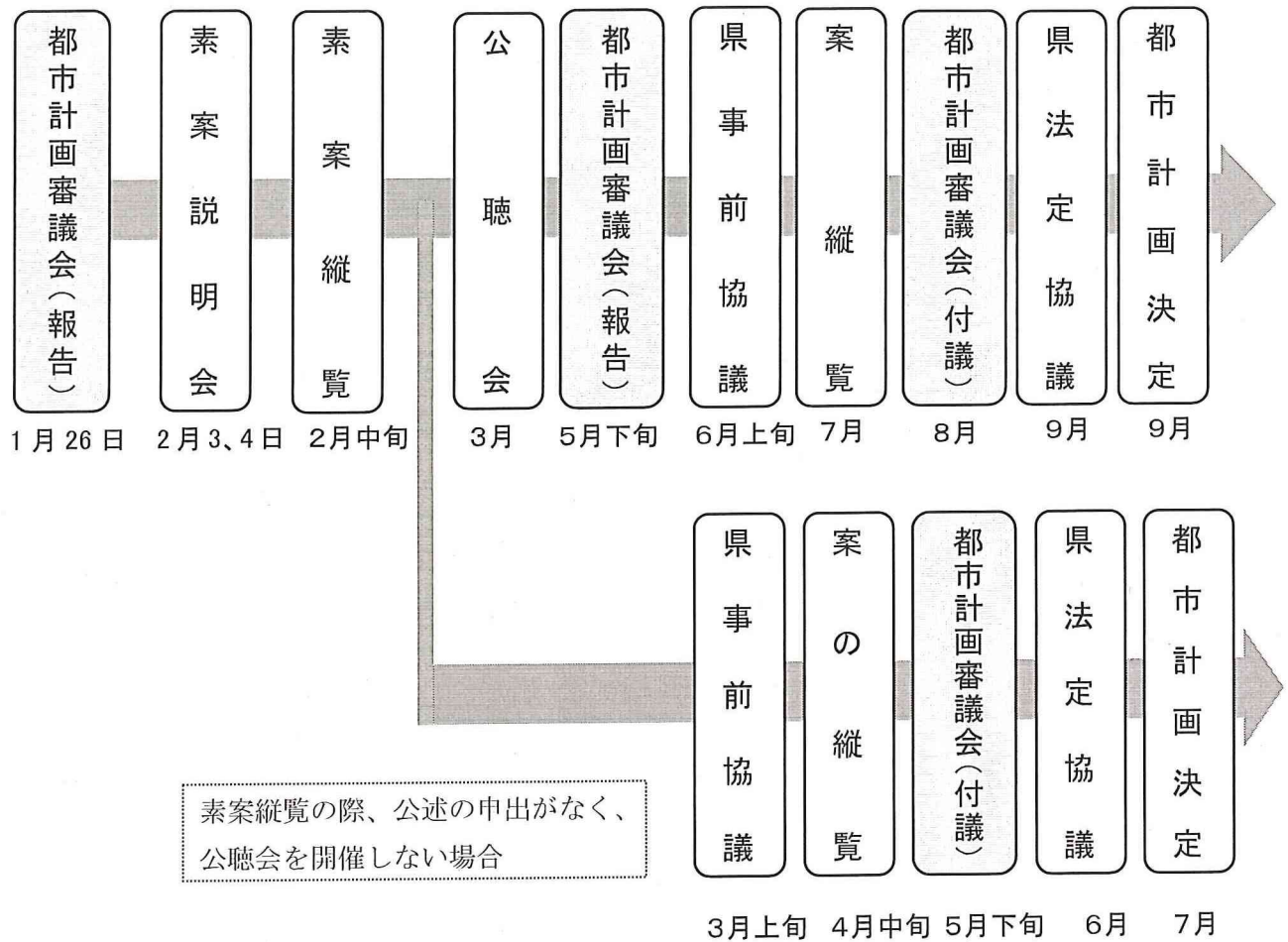
略号：R = 貯留施設

参 考 図

阿部沼第3号調整池 面積:5,500m² 貯留量≒3,900m³



都市計画変更スケジュール（下水道）



報告第6号

野田市都市計画マスタープランの見直し方針について（報告）

野田市都市計画マスタープランの見直し方針(案)

1. 見直しの経緯及び目的について

本市では平成 14 年 8 月に「野田市都市計画マスタープラン」を平成 34 年を目標年次として策定しました。また、旧関宿町においては平成 13 年 3 月に「関宿町都市計画マスタープラン」を策定しました。平成 15 年 6 月の合併後も、それぞれを新市の都市計画マスタープランとして引き続きまちづくりの指針としました。

その後、千葉県において平成 19 年 3 月に野田都市計画区域と関宿都市計画区域を統合し、都市計画マスタープランの上位計画である「野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の見直しが実施されました。また、平成 19 年 12 月には旧市町の総合計画及び新市建設計画を一冊にまとめる見直しを行い新たな総合計画を策定しました。さらに、平成 21 年 12 月には二つの都市計画マスタープランの一体化を目的として、その時点で事業が完了しているものや変更が明らかなものなどの修正を行いました。

今回の見直しでは、都市計画マスタープランの上位計画である新「野田市総合計画」が昨年 3 月に策定されたこと、及び、千葉県により「野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しが同じく 3 月に行われたことから、基本的な都市構造等の継承を図りつつ、二つの上位計画との整合を図ります。

また、人口減少・少子高齢化の現状や安全・安心への関心の高まり、広域道路ネットワークの波及効果による活性化、景観行政団体になるなどの制度面の変化など、これらの新たな課題に対応する計画とするため、見直します。

目標年次は、総合計画等の策定による整合や時点修正を基本とするため変更せず、平成 34 年とします。

《都市計画法抜粋》

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の 2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 見直しの基本的な考え方について

(1) 改定された上位計画との整合

上位計画である「野田市総合計画」並びに「野田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（千葉県都市計画区域マスタープラン）」に即して策定する必要があるため、総合計画の将来都市像や将来目標、将来都市構造、土地利用の方向などの継承を図り、整合させます。

また、「野田都市計画区域の都市再開発の方針」「地域防災計画」「環境基本計画」、そのほか関連する計画との整合を図ります。

(2) 新たな課題への対応

1) 広域道路ネットワークの波及効果などによる開発ポテンシャルの高い地域の活性化

圏央道（首都圏中央連絡自動車道）五霞及び境・古河インターチェンジが完成したことによる広域道路ネットワークの波及効果により、近接する関宿地域は産業立地の優位性が高まることから、境杉戸線バイパス沿線などへの産業集積の誘導を検討します。

また、国道16号及び県道沿道などの開発ポテンシャルの高い、都市的土地利用の誘導を図る適地に、市街化調整区域における地区計画制度を活用した地域の活性化の方策等を位置付けます。

2) 景観計画への取り組み

現マスタープランに載っている自然環境、産業の蓄積、また、まちづくりと合せた景観形成を図るため、市民や事業者が参加する場を整備し、新総合計画に示されている美しく暮らしやすい街づくりのため条例等のルールや制度づくりを進めます。

(3) 市民意見の反映

都市マスタープランは、総合計画で示された基本計画に基づき、都市づくりの分野における目標を実現するための方針を示すものですので、新総合計画の策定過程の中で頂いた市民と総合計画審議会委員の意見を尊重し課題を整理します。

その上で、策定した素案については、地区別説明会、パブリック・コメント手続を実施し、出された市民意見を十分に考慮し、計画（案）を策定します。

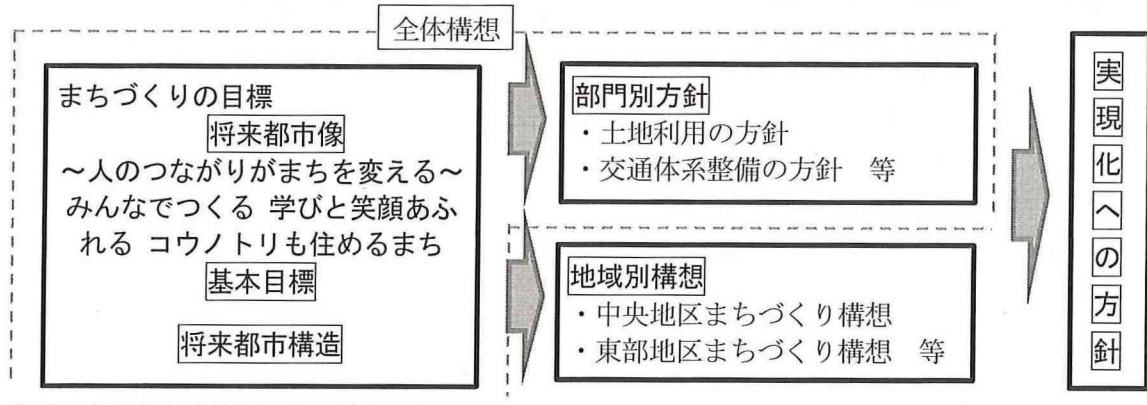
(4) 将来への対応

上位計画における将来人口の想定では、「人口の減少」、「少子高齢化の進行」、「生産年齢人口の縮小」が予測され、人口減少・超高齢社会の到来を見据えたまちづくりが必要となります。

このため、これまでの人口の増加や産業の発展を背景とした計画の見直しへの対応の検討などを位置付けます。

(5) 計画の構成

都市計画マスタープランの構成については、現行と同様な構成、体系として、「全体構想」「地区別構想」「実現化への方針」の三つを主体とした構成とします。



3. 市民参加について

- (1) 市民意見等を参考として策定した都市計画マスタープランの素案について、「パブリック・コメント手続き」による意見募集、必要な見直しを実施します。
- (2) 住民説明会を市役所、各コミュニティ会館（南、北、中央、関宿）において、各1回、合計5回の開催を予定しています。
- (3) 前回と同様に、行政資料コーナー、各公民館への配架、市のホームページへの掲載を行います。

4. 策定体制について

- (1) 平成21年の見直しと同様の中間見直しの為、総合計画の策定時に頂いた意見等を素案策定の参考資料として活用することとし、庁内組織で対応します。
- (2) 庁内で組織する検討委員会及び検討部会は、関係部課長等をメンバーとして、平成28年7月1日に設置しました。
- (3) 都市計画をはじめ幅広い分野の専門的見地から意見し、公正な立場から検討いただく、都市計画審議会には、「策定方針の報告」、「素案確定後の報告」、「案確定後の報告」、「案確定後の諮問」の計4回、審議していただきます。

都市計画マスタープラン策定スケジュール

